

	新潟市教育委員会 平成20年 6月 定例会会議録			
日 時	平成20年 6月 9日 (月) 午後3時00分			
場 所	市役所 白山浦庁舎 2号棟 4階 白2-403会議室			
出席委員 (6名)	山 田 委員長		欠席委員	
	佐 藤 委 員			
	小 池 委 員			
	田 中 委 員			
	高 山 委 員			
	佐 藤 教育長			
会議に出席 した職員 (21名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	市 橋 浩	保 健 給 食 課 長	和 田 圭 央
	教 育 次 長	長 谷 川 裕 一	生 涯 学 習 課 長	玉 木 一 彦
	教 育 次 長	田 中 純 夫	教 職 員 課 長	逢 坂 健 太 郎
	教 育 政 策 監	手 島 勇 平	総 合 教 育 セ ン タ ー 所 長	津 野 敏 江
	事 務 局 参 事	大 科 俊 夫	学 校 支 援 課 長	中 山 真
	中 央 図 書 館 長	八 木 秀 夫	地 域 と 学 校 ふ れ あ い 推 進 課 長	梅 津 玲 子
	生 涯 学 習 セ ン タ ー 次 長	近 藤 敬	中 央 図 書 館 課 長 企 画 管 理 課 長	渡 辺 光 代
	教 育 総 務 課 長	川 瀬 正 之	歴 史 文 化 課	倉 地 一 則
	学 務 課 長	朝 妻 厚 雄	教 育 総 務 課 長 補 佐	和 田 明 彦
	施 設 課 長	神 田 健 一	教 育 総 務 課 総 務 企 画 係 長	岩 本 正 雄
			教 育 総 務 課 主 査	杉 本 浩
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3時00分
	宣 言 者	委員長
選挙	議案番号	件 名
付議事件 (4件)	議案番号	件 名
	議案第11号	平成20年6月議会定例会の議案について (1) 新潟市小学校条例の一部改正について (2) 新潟市教育相談センター条例の一部改正について (3) 平成20年度新潟市一般会計補正予算について
	議案第12号	新潟市立学校適正配置審議会委員の委嘱について
	議案第13号	新潟市立学校適正配置審議会への諮問について
	議案第14号	職員の人事措置について
報告 (4件)	記 号	件 名
		平成20年度教職員研修の概要について
		平成20年度地域と学校パートナーシップ事業 コーディネーターの委嘱について
		正当な理由なく児童生徒を就学させない保護者への 対応について
		平成21年度使用教科用図書(小学校用図書) 専門 調査員名簿
その他 (件)	記 号	件 名

第1 開会宣言

○委員長 午後3時開会を宣言する。

○教育総務課長 議案の追加についてお伝えいたします。

「議案第11号(3)平成20年度新潟市一般会計補正予算について」の案件について、資料配布時に間に合いませんでしたので、次第の差し替え依頼及び資料につきましては本日配布とさせていただきます。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 田中委員、高山委員 両委員を指名。

第3 付議事件

○委員長 第2の付議事件に入ります。

はじめに議案第11号平成20年6月議会定例会の議案についてになりますが、(1)新潟市小学校条例の一部改正について、これは教職員課です。よろしくお願いします。

○教職員課長 それでは6月議会に提案予定の新潟市立小学校条例等の一部改正についてご説明申し上げます。江南区及び秋葉区での町名の変更に伴い、6つの条例の一部改正を予定しておりますが、そのうち教育委員会所管の条例として、新潟市立小学校条例がございます。改正内容はお手元の資料3ページにありますように、当該条例の別表3段目の早通小学校の位置について、新潟市江南区亀田早通5丁目7番2号を新潟市江南区早通5丁目7番2号に改めるものです。なお、秋葉区の町名変更区域に所在する学校はございません。施行日は町名変更の告示予定日である10月6日となります。以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○委員長 小学校条例一部改正について、住所が変更になるということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
続きまして、新潟市教育相談センター条例の一部改正についてお願いします。

○学校支援課長 よろしく申し上げます。学校支援課でございます。

新潟市教育相談センター条例の一部改正について、4ページ、5ページでございます。

現在、本市では教育相談センターの分室として教育相談室を設置しておりますが、江南区教育相談室、それから西蒲区教育相談室について、その位置の変更を行うものでございます。

まず、江南区教育相談室についてでございますが、これにつきましては条例制定時に政令市移行後の町名との整合が十分になされていなかったため、このたび正しい表記に訂正するものでございます。5ページの新旧対照表の二つ目でございます。「亀田」という文言を付け加えていなかったものを入れたということでございます。

次に西蒲区教育相談室についてでございますが、もともと事務室が大変狭隘であるということに加えて、相談件数が増加してきていることから、教育相談室としての機能を確保するため、現在設置されている公民会館になります「巻やすらぎ会館」の別館内から同一区内の西蒲区岩室出張所内へ移転したことに伴い、その位置の変更が必要となったものでございます。なお、移転先での業務の開始は7月7日を予定しております。

以上でございますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長

江南区の教育相談室の住所が間違いであり訂正をすると。それから西蒲区教育相談室については、相談が受けやすいように岩室出張所の方に移すということですね。7月7日から開始するということです。

よろしいでしょうか。それではそのようにいたします。

続いて、平成20年度新潟市一般会計補正予算、先ほど教育総務課長の方から提案がありましたけれどもお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願ひいたします。

平成20年度新潟市一般会計補正予算についてということでございますが、当市ではいじめ、不登校等の問題解決のため、スクールカウンセラー等を配置して、その対策に取り組んでおります。最近では問題行動が多様化してきており、その背景に保護者や地域など、周囲の環境が大きくかかわっている場合が多くなってきているということから、カウンセラーによる本人へのケア等だけでは解決できないケースが増えてきております。

そのため関係機関との連携など、児童・生徒を取り巻く環境についても改善の働きかけができる社会福祉等の知識を有する人材、スクールソーシャルワーカーと言われておりますが、これを配置しスクールカウンセラー等とも協力のうえ、相談だけではなく、関係機関とも連携しながら、人的、物的、社会的環

境を改善し、問題行動の改善・解決を図ることが喫緊の課題となっております。このため当該事業は、当初予算編成後に文部科学省から事業提示されたため、当初予算には計上できませんでしたが、ようやく県を通じて受託できることとなったため、事業実施により効果が期待できることから、このたび必要な経費を補正予算として計上したものでございます。よろしくご審議とのほどお願いいたします。

○委員長

お聞きの通りですが、何かご質問等ございませんでしょうか。

○高山委員

もう少し具体的にどういうことをやるのか説明していただきたいのですが。例えばある学校でいじめが発生したと。どうも学校カウンセラーだけでは解決しそうにないという場合に、その人をお願いするといいますか、スクールソーシャルワーカーがどういうことをやっているのでしょうか。

○学校支援課長

いじめといったようなものも含めまして、さまざまな問題行動といったようなことが発生しているような状況がございます。その背景には子ども自身のものとともに、家庭での環境といったようなものが大きな要因になっているというケースがございます。そのようなケースの場合には、家庭の方に働きかけていく、あるいは状況によっては児童相談所、健康福祉課等と連携を図っていくということで、問題の改善・解決に向かって活用していきたいということでございます。

○高山委員

その資格としては、いわゆる国家資格というようなものは必要なのですか。

○学校支援課長

文部科学省の方では社会福祉に関する資格といったようなことをひとつの要件と考えているということでございます。

○高山委員

ということは、これは文部科学省からの要請に基づいて設置するものですか。

○学校支援課長

文部科学省の方ではこういった事業ということで、県の方に照会があったということでございますが、新潟市の子どもたちの実態を考えたときに、さまざまな家庭環境等の背景の解決といったようなこと、あるいは支援といったようなことについて、非常に私たちにとっても、この部分を活用できると考えております。

○高山委員

最初に何人ぐらいお願いする予定ですか。

○学校支援課長

2名を予定しております。

○高山委員

そうすると具体的な活動は、例えばこの方たちが活動するのは、学校側からの要請だとか、教育委員会からの要請などに基づいて活動すると理解してよろしいのでしょうか。

○学校支援課長	学校の方からの要請につきましては、状況を把握し学校での努力によって、これから長くなりそうなものについては、例えばサポートチームがございますのでサポートチーム、あるいはスーパーサポートチームを派遣しながら状況を確認し、そのうえで判断していきたいと考えております。
○高山委員	700万円あまりの予算がついているわけですが、それはほとんど人件費と考えてよろしいですか。
○学校支援課長	人件費が中心であるということでございます。
○委員長	よろしいですか。ほかにもございますか。
○佐藤委員	少しよく分からないのですが、関係機関と連携など、環境改善の働きかけのできる人材がスクールソーシャルワーカーというのですが、その関係機関というものは、先ほど課長がおっしゃった児童相談所とか、具体的にはどういったところが関係機関となるのでしょうか。それと環境改善というのは、何の環境の改善の働きかけなのでしょう。この辺がよく分からないのですが。
○学校支援課長	関係機関につきましては、児童相談所が中心になります。それから民生委員とか、そういった地域のいろいろな形で支援をしていただけるような方と考えております。 それから家庭環境に働きかけるといって、環境の改善のいかに図れるのかということを検討していきたいということで、民生委員の方あるいは児童相談所等と連携を図りながら、家庭環境の改善ということを考えております。
○高山委員	当然、ときには警察なども入ってくるわけですね。
○学校支援課長	状況に応じてということになります。
○高山委員	それでいつごろ配置予定ですか。
○学校支援課長	予算が認められたら、直ちにということになっております。
○高山委員	これは認められたのではないですか。
○学校支援課長	議決を受けて直ちに。
○委員長	6月議会の補正の
○高山委員	これは教育委員会が、選出すると言う事でいいわけですか。
○学校支援課長	そうでございます。
○小池委員	いじめ・不登校に対する学校の対応をサポートするという意味で充実できるということでは異論はなく賛成なのですが、少しだけ質問です。これは2人分の人件費ということでしたけれども、これで2人スクールソーシャルワーカーを採用した場合、その方たちは教育委員会の事務局に勤務するという形になるのですか。というのは、全市で2人ということは、全市のいろいろ

	<p>ろな不登校・いじめ対策のためにその方たちは働くということになりますよね。その辺だけお聞かせください。</p>
○学校支援課長	<p>学校支援課内に配置をし、そして学校の状況に応じて派遣を すると考えております。</p>
○小池委員	<p>直接の窓口はやはり学校支援課で、学校支援課がスクール ソーシャルワーカーの関与が必要だと判断したときにかかわって いただく形になるのですか。</p>
○学校支援課長	<p>そのとおりです。</p>
○佐藤委員	<p>このスクールソーシャルワーカーの方々は教育委員会に常勤 されるのですか。</p>
○学校支援課長	<p>基本的には時間給でありますので、また勤務できる時間、日 数を割り当てていきたいと考えています。</p>
○佐藤委員	<p>ということは、2名で対応できない場合は増える可能性もあ ると考えてよろしいのですか。動いていただいた分だけお支払 いするということですか。そうではなくて、何も無いのに教育 委員会にぽっとおくということですか。</p>
○学校支援課長	<p>教育委員会の中で子どもたちの状況については、情報交換・ 情報共有する必要がありますので、基本的に教育委員会の中に 配置しますけれども、報酬については時間給での報酬ござい ますので、できるだけ多くの日を教育委員会の中で配置でき るような形で工夫していきたいと思っています。</p>
○委員長	<p>少し教えてください。先ほども説明があったのですが、社会 福祉についての資格を持っている人、例えばどういう人のこと を指しているのでしょうか。そういう人は新潟市で一定時間を 教育委員会が雇用するという事は可能、要するに人材がいる かということなのです。例えば、半日勤めて5日間とか、2人 と人数が決まっていますので、そんな形になるのであれば、ど ういう資格の人がなるのか、また新潟市でそういうことをお願 いできるような人がいるのかというあたりはいかがですか。</p>
○学校支援課長	<p>社会福祉士、あるいは社会福祉関係の認定資格を持っておら れる方ということで、この人材については既にこちらの方で何 とかなるような方向で動いております。</p> <p>先ほど時間給という話をさせていただきましたが、ほぼ毎日 のような形で、時間を見ながら、時間を設定しながら勤務をで きるような形でもっていきたいと考えております。</p>
○佐藤教育長	<p>県としての国の委託事業なのですよね。ですから、事業の性 格としては、制度化する前にこういった事業は効果があるのか どうかということを検証して、全国的に効果が上がるのであれ</p>

ば制度化していこうという趣旨のものですよね。

○学校支援課長

そうでございます。

○佐藤委員

ですから全市を2人でやってもらうということではないかと思えます。それでよろしいですか。

○教育総務課長

はい。

○委員長

モデル事業みたいなものですね。

○佐藤教育長

例えば市の職員で社会福祉士の資格を持っている人がいますよね、生活保護担当だとか。そういった人と同じだと思うのですが、いじめ・不登校の原因で生活が苦しいというようなことがひとつの原因になっている家庭があるのですが、なぜケースワーカーの人をいじめ・不登校に充てるのか、多分そのことが知りたかったのだと思います。

○学校支援課長

背景の中で問題行動等を起こす子どもたちの中で、そういった補填も行うということでございます。

○委員長

成果が上がると全国的に広がっていくということになるのだと思いますが、いい形になればなと思います。

それでは続いて、議案の第12号、新潟市立学校適正配置審議会委員の委嘱についてですが、13号は新潟市立学校適正配置審議会への諮問についてと、いわば同じような内容になっておりますので、一括審議いたします。説明の方もお願いいたします。

○学務課長

学務課でございます。

今ほどお話がございました議案第12号と議案第13号につきましては関連がありますので、一括して説明させていただきます。

11 ページの説明資料「第9次新潟市立学校適正配置審議会の開催について」をご覧くださいと思います。

1の今回の審議会の目的でございますけれども、新潟市は平成13年に黒埼町、平成16年に13市町村と合併いたしまして、政令指定都市に移行いたしました。適正配置については旧市町村の方針をそのまま引き継いだ形になっております。また現在、小学校114校、中学校57校あわせまして171校ございますが、大規模校がある一方、市全体としては小規模校が多い状況でございます。今後も少子化が進展すると見込まれることから、市全体としての適正配置についての基本的な考え方を定めまして、同じ基準で全市を見て、よりよい教育環境を創るために審議会に意見を求めたいと考えております。

(1) 学級規模別校数をご覧ください。これは平成20年5月の段階の表でございます。表の見方といたしまして、1行目に

学級数を示してございます。また表の中央の列に網がかかっておりますけれども、国の標準で、国は学校教育法で12から18クラスを標準と定めております。そのような中で、11学級以下のいわゆる小規模校でございますが、併せて80校、全体として46.8%になってございます。

また(2)の市内の児童・生徒数の推移でございますが、今年を基準にして6年ごとの過去とこれから先の推計を示してございます。6年ごとに約5,000人ずつ減少していくということが分かるかと思えます。

次に審議会のスケジュールでございますが、平成20年7月7日に委員の委嘱をいたしまして諮問を行いたいと考えております。それから基本的な考え方について議論をいただき、来年1月ごろに中間報告案を作りましてパブリックコメントを実施し、来年の4月ごろ中間報告を固め、ひとつの物差しを定めたいと思えます。そしてその基準に基づきまして171校をそれぞれ検証してまいり、平成22年の4月に答申を得たいと考えております。審議会の答申を得ましたら、教育委員会の中で方針を策定し、それぞれ対象校区に説明に入りたいと考えております。

7ページまでお戻りいただきたいと思えます。今回、委嘱をお願いする委員の名簿がございまして、合計15名でございまして、任期は平成20年7月1日から2年間を予定してございます。特に市民代表の方々につきましては、それぞれの会から推薦をいただいた方々でございまして、また公募のお2人につきましては、8人の公募がございまして、選考委員会を開き、作文や活動歴などを参考に選考いたしました。

次に審議会への諮問書でございますが、9ページをご覧くださいと思えます。諮問事項は「新潟市立小・中学校の適正配置について」でございます。2の理由の趣旨でございますけれども、先ほどご説明させていただいた内容を記載してございます。また10ページをおめくりいただきたいと思えますが、具体的な審議していただく内容につきましては、1年目に学校適正配置の基本的な考え方として「適正規模」と「適正配置を図る範囲と進め方」、2年目に具体的な適正配置についてどのように進めていくべきか、具体的に検討をお願いしたいと考えております。

以上でございます。審議のほどお願いいたします。

○委員長

それでは審議会委員及び審議の内容についてを含めて、どこ

	からでもご質問、ご意見等ございませんでしょうか。
○高山委員	まず審議委員の方ですが、公募の2人ですか、よろしければ、 どういう方々ですか。
○学務課長	大野さんは学校評議員をやっておられる方で、民生委員、児童委員もやっておられる方でございます。また、笹川さんは元県立高校の先生でございまして、県の高等学校野球連盟の会長さんをされた方と聞いております。
○高山委員	それでお住まいはどうか。
○学務課長	市民代表の中で市川さんは曾野木地区ですので江南区になります。上田さんは秋葉区の方でございます。大野さんは北区の方でございます。坂上さんは西区の方です。笹川さんも西区の方でございます。登石さんは中央区の方でございます。中川さんは東区の方でございます。
○高山委員	ありがとうございます。大体分かれていますよかったです。
	それから、1年目は「適正配置を図る範囲と進め方」と書いてあるのですが、「範囲」というのはどういう意味ですか。
○学務課長	実際には学校の規模をクラス別に区分していくこととなりますけれども、例えば11ページの(1)の表の中で、国の標準が12から18と定まっております。これは国の標準でございまして、市町村がそれぞれの事情に基づいて、適正規模という別の物差しを作るわけでございます。では適正規模未満であれば、すべて直ちに適正化を図るべきなのかどうかということにつきまして議論いただいて、その中で優先すべきもの、また長期的視野に立って様子を見ていくもの等のある程度基準を作ってください、それに基づいて進めたいということでございます。
○高山委員	そうしますと平成26年度の数字というものは、けっこう大きな意味を持つわけですね。
○学務課長	非常に大きな意味を持つと思いますが、スケジュールとしますと来年度具体的な検討に入りますので、そのまた1年先の平成27年度の推計というものが使われることになるかと考えております。
○高山委員	それで(1)の学級規模別校数の表ですけれども、小学校で4から6が30校あるのですが、いわゆる複式学級というものは今、新潟市にはないですね。
○学務課長	はい、西蒲区の越前小学校が4学級で、ここが一か所複式になっております。
○高山委員	それから中学校はいかがですか。
○学務課長	中学校については複式学級はございません。

○高山委員	具体的に実際に名前が挙がって、もう統合しなくてはだめだということはあるのでしょうか。
○学務課長	今のところ平成 26 年までの推計を作っておりますけれども、平成 26 年ごろには複式学級の学校が 4, 5 校になろうかと思っておりますので、そのような学校については喫緊の対応は必要かと考えております。
○高山委員	当然そういうものが議題に挙がるということですね。
○学務課長	はい。
○委員長	それは小学校だけですか。
○学務課長	小学校でございます。
○委員長	ほかにいかがでしょうか。
○田中委員	審議会の委員の方なのですが、市川京子さんという方は曾野木の青少年育成協議会の会長ということなのですが、要するに青少年育成協議会からの代表ということなのではないでしょうか。 またそれと同じところで坂上さんとおっしゃる方は新通の民生委員児童委員協議会の会長ですけれども、こちらも民生の協議会の代表ととらえてよろしいのでしょうか。
○学務課長	はい。市の会の代表ということでお願いをしております。
○委員長	市川さんは市の会長ですか。
○学務課長	いえ、そうではございませんけれども、市の青少年育成協議会の方に代表 1 人お願いした結果、市川さんの名前が挙がったということです。
○委員長	それぞれの組織から推薦された方で、偶然新通にあり、曾野木にありということですね。
○学務課長	はい、そうです。
○佐藤委員	民生委員の協議会の会長だった、組織の代表ということで理解していいのですね。
○学務課長	さようでございます。
○佐藤委員	全体組織の？
○学務課長	はい、さようでございます。
○高山委員	また余計なことかもしれませんが、この審議会だとか、他の委員会とか、いろいろ名簿が出てくるのですが、区分というものはいるのですか。要するに委員なら委員の名前だけでいいような気がするのですが、委員を、市民とか、学識経験者とかという区分しなければいけないのでしょうか。
○学務課長	今回の三つの区分につきましては、市立学校適正配置審議会規則の中に委員の区分というものが定められておりまして、それぞれ 1 号委員が知識経験を有するもの、2 号委員が市及び教

○高山委員

育関係機関の職員， 3号委員が市民という記載でございます。

その他というのは。

○学務課長

ございません。

○委員長

よろしいでしょうか。

それでは，続いて第14号議案になるのですが，人事案件ですので会議終了後に審議いたします。

第4 報 告

○委員長

第3の報告に入ります。平成20年度教職員研修の概要についてお願いします。

○総合教育センター
長

総合教育センターでございます。よろしくお願いたします。総合教育センターが所管いたします平成20年度教職員研修の概要についてご報告申し上げます。14ページの方をご覧ください。

当センターの方では教職員研修は大きく三つの柱から説明させていただいております。ご承知のように基本研修，ステップアップ研修，専門研修という三つの柱から説明させていただきますが，本日はこの2のステップアップ研修のところを重点的にご報告させていただきます。

この政令市新潟の独自の研修で「ステップアップ研修」と名付けまして説明させていただいておりますけれども，教職員の資質能力向上を一層目指すという意味で重点的に力を入れさせていただいております。

まず，1点目の「若手教師道場」でございますが，これは今年度新規の取組となるものでございます。教職経験2年目から5年目までの若手教員134名の方々の強化や学級経営の授業力向上を図るために，今後毎年2講座以上を自ら選択受講していただきまして臨んでいただいております。開設する講座数でございますが，今年度は14講座となっております。

二つ目は2年目を迎えます「マイスター養成塾」でございます。12年経験者研修を終了後，研究授業等の取組で一定基準をクリアした教職員を対象に進めさせていただいておりますが，今年度は新たに自ら希望した15名の者が本研修に取り組んでおります。プラス昨年度マイスターに認定されました6人を除く12人のうち10名が再挑戦に名乗りを挙げてくれておりますので，総計25名での研修に取り組んでいるところでございます。

続いて，昨年度6名の方がマイスターに認定されたわけでございますけれども，この公開授業特別講座が今年度開かれますが，そのことについてご説明申し上げます。カラープリントのものが提出されてございますのでご覧ください。

この講座の目的でございますけれども、新潟市が初めてマイスターとして認定いたしました6名の方たちでございます。今、新潟市が求めている教師力のひとつの目指すべき目標となる授業を公開するために行います。市内の小中学校の教職員を対象に、今、参観者を募集しているところでございます。6名の方々の授業で、子どもたちが目を輝かせながら授業に臨む姿をまた広く先生方に見ていただいて、全体の教師力アップを目指したいと思っております。

7月1日、9月19日、10月31日と3会場に分けて、お二人ずつ授業公開に取り組みます。1人でも多くの方々が触発を受けながら、互いに触発し合いながら力を伸ばしていただければありがたいと考えております。このようにして当センターでは、教職員に今求められている力を何とか全体で上げていきたいということで取り組んでおりますがよろしく願いいたします。委員の皆様にもお世話になりますが、よろしく願いいたします。

○委員長

何かご質問、ご意見はございませんか。

○田中委員

初任者研修と若手教師道場ですけれども、どちらも書かれているのは若手の方の育成ということなのですが、例えば40代などベテランの教師に対する研修というものは予定されているのでしょうか。

○総合教育センター長

今日はステップアップの2の方を重点的にお話しさせていただきましたので、1基本研修と今日は資料に載せてございませんが専門研修というものがあまして、基本研修の方はそこにありますように初任者の方、5年経験の方、12年経験の方ということではありますが、専門研修の方は例えば研究主任の方ですとか、教務主任の方ですとか、また校長先生方、教頭先生方とか、さらに40代、50代の方たちを対象にいたしました様々な講座を開講しまして、受講してもらっております。

○高山委員

ステップアップ研修は平成20年度より新規実施と書いてありますね。ということは、今までこんなことはやっていなかったということですか。

○総合教育センター長

若手教師道場の方でございますけれども、基本研修と併せまして初任研があります、5年研があります、12年研があります。その間に1期、2期、3期というようにまた何講座かを選んでいただくような形でやっておりましてけれども、1年に2講座以上を2年生から5年生までということは今年新規になります。やはり若い方たちにいろいろな力を付けていただきたいと

ということで、開講させていただきました。

○高山委員

その意欲的な取組に敬意を表する次第でありますけれども、対象者が134人でしょうか。それで人数が1講座25人ですね。それを超えるような例えば5月21日水曜日に実施されました国語の希望者はどうでしたか。例えば希望者数を超えて選んだとか、あるいは満たなかったということはなかったですか。

○総合教育センター長

募集人数25名となっておりますけれども、大体この講座を開設しますときに私どもの方で教科、人数、小・中、すべて試算いたしまして、どの希望をとっても大体網羅できるということで試算してやらせていただいていますので、今、道徳の話が届きましたけれども、若干オーバーをいたしましたけれども、ほかは大体大丈夫でございますし、なしということはありません。

○高山委員

そうですか。仮に今、道徳が32人。

○総合教育センター長

37名ですね。

○高山委員

37名応募された方は全部受けられたのですか。

○総合教育センター長

はい。

○高山委員

そうですか。定員に満たない講座もありましたか。

○総合教育センター長

定員に満たないということはもちろんありますけれども、逆にマンツーマンではもちろんないですけれども、指導者に対して受講者が少ないとそれだけかかわりが深く持てますので、それはそれでまた実りの多いものになっておりますので、充実しているととらえております。ないということはありません。最低2人だそうですけども、マンツーマンであなたは当たり前ですよと激励しながら。

○佐藤委員

2人というのはどこの講座なのですか。

○総合教育センター長

小学校の英語でございます。

○高山委員

それから指導力向上研修もあるのですが、例えば指導力不足だとか、不適切な教師への研修なども行われるわけですね。

○総合教育センター長

これは教職員課の方と連携させていただく部分がございますし、私どもの方でも学校からの要請で、やはり指導に悩んでいらっしゃる方のところに学校に出向きましていろいろな相談に乗ったりということでさせていただいております。

○高山委員

例えば昨年度実績みたいなものはありませんか。どのぐらいの延べ人数で学校へ出かけて行って、指導力不足だとか、適切度を確認して、指導にあたったというような。

○教職員課長	支援を要する教職員に対する研修につきましては、平成 19 年度 36 名からスタートいたしました。具体的な数字はありませんけれども、管理主事及び指導主事、それから地区担当指導主事、もちろん校内では校長らが指導しまして、改善の見込みが 9 名という報告を受けています。ですので、平成 20 年度は 28 名でスタートいたしました。
○高山委員	これは要するに各学校に出向いたということによろしいのですか。
○教職員課長	そうでございます。
○委員長	今の話は俗に言う指導力不足の教員に対する指導、各学校へ行って校長と一緒に指導していったと、管理主事が行った場合もありますので、指導主事だけではないという話です。 先ほどの説明はセンター内で教員のための講習をこのように考えてきたということで説明いただいたわけですがけれども、まだほかにもございますか。よろしいですか。
○田中委員	大抵の場合、会場というのは教育センター、総合センターでしょうか。
○総合教育センター長	研修の会場でございますか。総合教育センターが中心ではありますが、場合によっては学校であったり、新潟大学の方と連携しているものはそちらで行われたりということで、その研修に応じて多様な形を取っておりますが、ほぼ中心はセンターでございます。
○田中委員	少し場所的にかなり西の外れにあり、北の方からいらっしやっている先生方は大変かなと思ってお尋ねしたのです。
○総合教育センター長	場所的には北の方は大変距離が長いかなということはあるんですが、かなり大勢の方からいらしていただく場合は、今年度からの試みで東と西地区の 2 会場に分けて 2 回開かせていただくということは何講座かやらせていただきました。西地区の場合は総合センターで、東区の場合には秋葉区役所をお借りしてという形で工夫もさせていただきました。
○委員長	教員の研修についていろいろ工夫しながら、またニーズに合うような講座の設定を行っているということでございます。特に驚くのはマイスターの研究授業がよく計画されたなど、ちょうど私もかかわったものですからそう思うわけですが、やはりいろいろ話をするけれども、これがいい授業なのだよとやれるのは、そういくつもないのです。ましてやステージの上でというのは、言わばデモでしかないという形でやれるならば一番いいわけですが、昨年度のマイスターの養成塾を始めた時、その

成果を今年度示すということでセンターはご苦労なさってこういう計画をされたと。私も空いている日は見せてもらいに行きたいと思いますが、きっと新潟市全体に大きな影響を及ぼすのではないかなと気がいたします。ご苦労様ですが、よろしくお願いします。

○高山委員

ひとつだけ、134人の受講資格、例のステップアップですが、最低2講座ですよね。3講座受けたような人もいるのですか。それはOKですか。

○総合教育センター長

ございます。134名が受講しておりますけれども、延べ数でいきますと294の方が3講座受けている方がいらっしゃるということになります。

○高山委員

分かりました。いずれにしましても新しい試みを意欲的にやっておられるということには、大変感服をしているところであります。ひとつ頑張ってくださいと思います。

○委員長

ご苦労様でした。

それでは次の報告にまいります。次の報告は地域と学校パートナーシップ事業のコーディネーターの委嘱についてです。

○地域と学校ふれあい推進課長

地域と学校ふれあい推進課でございます。

平成20年度地域と学校パートナーシップ事業コーディネーターの委嘱についてご報告申し上げます。17ページをご覧ください。

今年度地域と学校パートナーシップ事業の新規校32校の地域教育コーディネーターが決まり、今までにパイロット校8校と新規32校の計40校の地域教育コーディネーター51名に委嘱いたしました。新潟市地域教育コーディネーターの配置に関する運用指針に基づいて、学校や地域団体の推薦により選任された方々です。一覧表をご覧ください。

学校名、コーディネーター名は一覧表の通りでございます。今年度新たに中学校が加わりました。小学校32校、中学校8校に1人ないし4人のコーディネーターを配置いたしまして、一覧表にございますように1週間のうち上限が16時間ということで執務していただいております。

男女の内訳なのですが、51名中女性が36名、男性が15名。平均年齢が約50歳でございます。前職とか、現職なのですが、農業を営んでいる方、僧侶、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教員を経験なさっている方、養護教諭を経験なさった方、心の相談員であったり、介助員、銀行員、理容師、保育士、消防士、衛生検査技師などさまざまでございます。

また、PTAの役員やふれあいスクールの運営主任、スタッフをご経験なされている方もけっこういらっしゃいまして、豊富な経験と人脈を是非活かしていただきたいと考えております。これから学・社・民の融合研修や地域教育コーディネーターの支援研修の内容を充実させまして、資質の高いコーディネーターの育成に努めてまいりたいと思います。

また、現在パイロット校のコーディネーターが集まりまして、新しいコーディネーターがスムーズに仕事ができるように、どのようにしたら初期の目的を達成することができるのか、今まで手探りでやってきたことをまとめたハンドブックを作成中でございます。学・社・民の融合による人づくり、地域づくり、学校づくりをさらに進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

地域と学校パートナーシップ事業のコーディネーターの重要性、つい先だって入舟小学校で見せていただきましたが、正直驚きました。一生懸命頑張ってくださいている地域のためになっているということで驚いてきたわけですが、その40校、中学校が新しく8校入ってきましたが、40校のコーディネーターがいましたということでお話いただきました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

○佐藤委員

この平成19年度、平成20年度の2年間の対処法があるのですが、このコーディネーターのメンバーが替わったところがございますか。

○地域と学校ふれあい推進課長

コーディネーターの委嘱については1年ごとにさせていただいております。でもコーディネーターとして3年はお務めいただくということに要綱で立てました。

○佐藤委員

平成19年度も一緒に、全校が全部平成19年度のご経験者がコーディネートをしているということですね。

○地域と学校ふれあい推進課長

そうですね。

○委員長

2人ないしは4人でしょうか、3人はいないのでしょうか、この中で例えば白新であれば誰が中心になっているということは分かるのですか。そういう見方は悪いでしょうか。

○地域と学校ふれあい推進課長

中心という形ではなくて、みんなはそれぞれに力を出し合っているということで聞いております。

○委員長

そうすると2人いる場合と、3人いる場合というのは、連携はうまく取れていると。

○地域と学校ふれあい

平成19年度味方小学校で2人のコーディネーターをおきまし

い推進課長	たが、本当にやってみましたら2倍の人脈とネットワークということで、大変いい成果が上がっているのです、この白新中学校も4人の大きなネットワークでうまくいくと考えております。
○高山委員	報酬の話ですが、1校に割当たる報酬は同じですよ。そうすると1人のところと4人のところとそれだけ1人あたりの報酬が違ってくるという解釈でいいのですか。
○地域と学校ふれあい推進課長	はい、1時間で1,700円という報酬が出ております。4人いれば4分の1ということになります。
○高山委員	<p>先日、見学に行ったときに漏れてきた話ですが、現場の先生が地域コーディネーターって何か知らないという話が出てきました。これは非常にさびしい話です。ということは教育ビジョンを読んでいないということなのです。学校の先生はこんなものかという感じがしてきました。</p> <p>実は私のうちに回覧が回ってきました、今度新しくコーディネーター2人が着任しましたということがあったのですが、ご自分たちの紹介と、地域コーディネーターの背景とが書いてあるのです。背景はいいけれども、地域コーディネーターって何ですかということを書きたくて必要があると思います。まだ40校で、3分の2ぐらいはこれからできていくわけですから、それをふれあい課の方で、最初回覧するときの文書、一般の地域の人に分かりやすい文言なりを作って、そのとおりにやれとは言わなくても、このようにやったらどうですかということをして是非、指導なり支援なりをしていただければと思います。</p>
○地域と学校ふれあい推進課長	今、作成中のハンドブックにそのようなことを盛り込みながらやっていきたいと思っております。
○高山委員	是非、よろしく願いいたします。
○委員長	<p>ほかによろしいですか。それではパートナーシップ事業をよろしく願いします。</p> <p>続いて「正当な理由なく児童生徒を就学させない保護者への対応について」、支援課長お願いします。</p>
○学校支援課長	<p>お願いいたします。</p> <p>正当な理由なく児童生徒を就学させない保護者への対応について、6月2日の文教経済常任協議会において報告したことについてご報告をいたします。これは18ページ、19ページでございますが、これは文教経済常任協議会において提出しました資料でございます。これをもとにしまして報告いたしますから、問題の経緯及び対応の内容につきましては、これまで協議会でお話ししてきたものでありますので、重なる部分については省</p>

略させていただきたいと思います。

1の問題の経緯の⑤, 5月の初旬23名の中から出席の兆しが見え始めた者など, 正当な理由かどうかの判断が難しいものを除いた13名の児童の保護者に出席督促書を送付いたしました。対応の内容につきましては, 学校の対応は前回もお話ししたとおりであり, 教育委員会の対応は正当な理由なく欠席していると思われる保護者の心情に配慮しながら督促書を届けるように審議いたしました。また6月以降, 教育委員会は該当する保護者と直接面談をする予定であります。

今後の対応についてであります, まず学校の対応としてということで, 一つ目は当該保護者との信頼関係を維持しながら, 就学義務の履行をこれからもねばり強く働きかけているということでございます。二つ目は児童生徒の安否確認ができない場合については, 区健康福祉課と連携して対応してまいります。

そして(2)の教育委員会の対応としてでございますが, 状況が好転しない場合は, 直接保護者と面談して, 出席を促していきたいと思っております。特に学校への不安, あるいは不満を受け止めながら, 適応指導教室を勧める, あるいは状況によっては訪問相談員という制度もございます。こういった形で具体的な当行方法について助言をしていきたいと考えております。

既に今週から順次連絡を取り合いながら面談を進めてまいりたいと考えておりますので, ご承知いただきたいと思います。

○委員長

直接面談する予定であると教育委員会の対応6月と書いてあるのですが, 既に予定が相当入っているわけですか。

○学校支援課長

学校と連絡を取りながらということでございますが, 既に今日, 相談に行っているというケースもございますので, これから順次進めていきたいと思っております。

○委員長

何かご質問, ご意見ございますでしょうか。

○佐藤委員

該当保護者との面談をするのは, 教育委員会とその対象になる学校のどなたかとお二人で面談をするということなのでしょうか。

○学校支援課長

保護者とのそれまでの関係と申しますか, 信頼関係という中での状況については, 学校関係者がよく知っておりますので交えてということで進めていきたいと考えております。

○委員長

ほかにございませんか。

○高山委員

平成13年の保護者に各学校の校長なり担当者が会ったということは確かなのですか。

○学校支援課長	基本的に校長等が保護者の方に手紙を持って行ってということでございますが、なかなか時間等の都合がつかないというようなことでお会いできないといった場合もあったようでございます。ポストに投函というケースもあったと聞いております。
○委員長	それは何人ぐらいということは分かりますか。 またあとで教えていただいて結構なのですが、どうしてそういうことを聞くかと言いますと、ここにも書いてあるように、信頼関係を保護者としっかり結ぶということがすべての基本だろうと思しますので、そういう意味で是非支援課は保護者の方と会って、そして校長も交えながら懇談をすると、話し合いをするということが非常に大事かと思われませんがよろしくお願ひします。
○高山委員	例えば督促書を出したという事態はこれまでであったのでしょうか。
○学校支援課長	新潟市教育委員会では、このようなケースで出したことはないということです。
○高山委員	初めてですね。
○学校支援課長	このようなケースでは初めてです。
○高山委員	しかも13人というのはけっこうな人数だと思います。例えば、その辺について教育委員会として、例えばそれらの保護者に共通する何かあるということについて、調査をするということはないませんでしたか。
○学校支援課長	これまで個々の保護者と学校との対応ということで進めてまいっておりますので、家庭で教育をしたいということについて学校と個々の保護者という対応で進めてまいったということです。
○高山委員	ということは、登校させない理由というのはホームスタディ、ホームスクール、要するに自分の家庭で育てることが多いということによろしいのですか。
学校支援課	共通しているものとしてホームスクーリングといったようなことをやっているということでございます。
○高山委員	新聞の報道によりますと、登校拒否しているわけではないとか、体調を崩して休ませたいと言っているだけで、子どもの気持ちを考えていないということで、今回の措置に対するいわゆるクレームのようなことが言われているわけですが、実際に学校なり教育委員会に対して、13人の保護者の中から何かそういったリアクションみたいなものはありましたか。
○学校支援課	特に教育委員会の方で、それに対するものについては把握し

ておりません。

○高山委員

ということはどのように考えればいいのでしょうか。

○学校支援課

なかなかその辺のところは私たちも分からないところがございまして、これから面談という形で進めてまいりますので、その中で把握していきたいと考えております。

○高山委員

あと新潟市以外でこういう状態が起こっているということはありませんか。

○学校支援課

これまでそういったようなものについては確認しておりません。

○佐藤委員

13名の児童の皆さんというのは、正式に学校に通っているならば何年生ですか。ばらつきがあるのですか。それとも小学校1年生とか、2年生とか、あるいは児童生徒と書いてあるので中学生も含まれているのですか。その辺のところの内訳はどのようなのでしょうか。

○学校支援課

児童生徒を就学させないということで、家庭で教育といった形でお話をされている方が23名ということで、中学生も含んでいるということでありまして。その中で、今回、小学1年生といったようなケースが出てきたと。特にまだ学校に登校していないような状況の中でといったようなことも含めまして、低学年を中心という状況でございます。

○佐藤委員

13名というのは低学年ということなのですね。

○学校支援課

そうです。

○委員長

ほかにいかがでしょうか。

○高山委員

では私見を申し上げます。もう既に、ある民放でこの問題を取り上げていて、私、全部最初から見たわけではないのですが、タイトルが「なぞの不登校」となっていたわけです。今回の説明を聞きましても、これだけ多くの子どもたちがなぜ登校しないのかということが、私には、どうもはっきりと見えてこないのです。日本でホームスクーリングを認めていないとか、法律によって保護者には学齢児童の就学義務が課せられているということからすると、親がある意味で法律を破っているということにつながってくるわけです。

私は、子どもというのは、やはり家庭だけで育つものではないと思っているのです。学校という社会の中でいろいろな子どもたちとふれあうことで、あるいは先生と出会うことで、一つの人格なり何なりが形成されていくのだろうと、つまり社会性が身についていくのだろうと思います。そういった意味で、子どもは行きたいのだけれども親が行かせないという状況がある

とすれば、これは何としても子どもの人権を守るという意味で、そういうものは排除していかなければいけないだろうと思います。

教育委員会としても可能な限り力を尽くす必要があるように思います。もう6月ですから、可及的速やかに解決しなければならない問題だと思いますので、6月以降、教育委員会が中心になって、親御さんと話をするということでもありますから、それには是非先ほどからおっしゃっている信頼関係を保ちながら、誠実に対応していただきたい、子どもの気持ちを大切にしていきたいというのが私見であります。

○委員長

ほかにございませつか。よろしいですか。今、お話しされたことに尽きるころもありますが、何よりも大事なことは、やはり親御さんとよく学校、教育委員会が話し合、もちろん理由もお聞きし、そして教育委員会の考え、学校の考えを伝えていくということが大事かと思、6月に直接そういう機会があるようですが、ひとつよろしくお願、いたします。

以上で就学させない保護者への対応についての報告を終わります。

続いて「教科用図書採択にかかわる専門調査員名簿の報告があるのですが、非公開ですのでのちほど審議してまいりたいと思、います。

第5 次回日程

○委員長

次回の日程について説明を求、める。

○教育総務課長

7月定例会は、7月22日(火)午前9時半から、8月定例会は8月27日(水)午後2時からで、お願、いたしたい。

○全委員

全員異議なく了承する。

第6 閉会宣言

○委員長

午後4時15分、閉会を宣言する。

○委員長

平成21年度使用教科用図書(小学校用図書)専門調査員名簿についてお願、いたします。

学校支援課長

配布資料(平成21年度使用教科用図書(小学校用図書)専門調査委員名簿)について説明。

スケジュールとしては、7月3日までに教科ごとの提言が必

要となります。

(非公開部分)

(議案第14号 職員の人事について審議し、可決する。)

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員